

定款第 57 条の規定に基づき、裁定委員会規則を次のように定める。

## 広島県医師会裁定委員会規則

平成26.4改正

(委員長及び副委員長)

**第1条** 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。

(委員長及び副委員長の職務)

**第2条** 委員長は、本委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の定足数及び決議)

**第3条** 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

(本委員会と市郡地区医師会との裁定の関係)

**第4条** 本委員会における裁定（調停を含む。以下同じ。）は、所属市郡地区医師会の裁定に不服がある場合に、これを行うものとする。

(裁定申請及び訴状等)

**第5条** 市郡地区医師会の裁定に不服がある者は、本委員会の裁定を申請することができる。

2 本委員会に裁定を申請しようとする者は、その裁定の写し、提訴理由及び立証を具える訴状並びにその副本2通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、市郡地区医師会の裁定を経たものについては、その裁定があった日から30日以内に、その申請書が提出されなければ、これを受理しないものとする。

(市郡地区医師会へ申請書等受理の通知)

**第6条** 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件

を本委員会に付託するとともに、その旨を当該市郡地区医師会に通知しなければならない。

(答弁書及び意見書の提出)

**第7条** 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本1通を、争訟を提起された市郡地区医師会に送付し、期限を定めて、答弁書を提出すべき旨を通知するものとする。

(申請の却下)

**第8条** 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続に違反するものと認めるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

(答弁書及び意見書不提出の場合)

**第9条** 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査し、裁定することができる。

(争訟を提起した会員からの意見聴取)

**第10条** 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要があると認めるときは、争訟を提起した会員の意見を聞かなければならない。

(裁定を下した者からの意見聴取)

**第11条** 会員相互間の紛議に関する調停にあたっては、定款第56条第2項の規定により、争訟につき裁定を下した市郡地区等医師会の意見を聞かなければならない。

(医師会相互間の紛議調停の依頼手続)

**第12条** 市郡地区等医師会相互間の紛議に関して、定款第56条第3項の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。

- (1) 調停依頼者の名称及び代表者
- (2) 相手方たる当事者の名称及び代表者
- (3) 紛議の年月日
- (4) 紛議の経過及び結果

(相手方に対し調停依頼の要旨通知)

**第13条** 会長は、当事者の一方から前2条の規定による調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。

(調停案件の付託)

**第14条** 会長は、定款第56条第1項の規定に基づく紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。

(審議開始の当事者への通知)

**第15条** 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の7日前までに、当事者双方にその旨を通知しなければならない。

(審議不公開)

**第16条** 本委員会の審議は、公開しない。

(審議顛末の会長への報告)

**第17条** 委員長は、当該案件について裁定又は調停の決議があったときは、その審議の経過及び決議の結果とその理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。

(委員長報告の取扱)

**第18条** 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会にはかかって、すみやかに、その取扱いを決定しなければならない。

(事務局の事務取扱)

**第19条** 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。

(改廃)

**第20条** 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。